

多治見市火葬場指定管理者  
管理運營業務特記仕様書

平成30年6月

多治見市

# 目 次

1. 維持管理業務.....	1
1.1 施設設備管理業務（大規模修繕以外の修繕を含む。）[仕様書8ページ、4.3] ..	1
（1）火葬炉等設備維持管理業務.....	1
（2）自家用電気工作物保安管理業務.....	2
（3）直流電源装置保守点検業務.....	3
（4）中央監視装置保守点検業務.....	3
（5）自動扉装置保守管理業務.....	3
（6）地下タンク貯蔵所定期点検業務.....	3
（7）空調・換気機器設備保守点検業務.....	4
（8）改正フロン法に伴う冷暖房機点検業務.....	4
（9）消防用設備定期点検業務.....	4
（10）防火対象物定期報告業務.....	4
（11）建築基準法に基づく定期検査業務.....	4
（12）建築物環境衛生管理業務.....	4
（13）雨水貯留槽保守点検業務.....	5
（14）浄化槽保守業務.....	5
（15）太陽光発電設備保守点検業務.....	5
（16）エネルギーの使用の合理化等に関する法律.....	5
（17）建築物、機械、電気設備保守管理業務.....	5
1.2 植物管理業務 [仕様書8ページ、4.4] .....	6
1.3 清掃業務 [仕様書9ページ、4.5] .....	6
1.4 警備業務 [仕様書10ページ、4.6] .....	7
2. 管理運営業務 [仕様書14ページ、5.5] .....	8
2.1 受付業務.....	8
2.2 地域との関係構築と市域に配慮した運営.....	8
2.3 駐車場等管理業務.....	9
排ガス等目標値と保証値.....	10
空調機器一覧.....	11

本特記仕様書は、指定管理者が多治見市火葬場に関して行う業務について記載している。

以下、本特記仕様書中、多治見市を甲とし、指定管理者を乙とする。

## 1. 維持管理業務

### 1.1 施設設備管理業務（大規模修繕以外の修繕を含む。）[仕様書 8 ページ、4.3]

施設設備保守管理業務（大規模修繕以外の修繕を含む。以下同じ。）は、次のとおりとする。

なお、乙は、各業務について記載の業務のほか、目視点検、動作確認等簡易な点検を日常的に行うこととし、異常が見つかった場合は速やかに報告の上、復旧させること。

#### (1) 火葬炉等設備維持管理業務

次に掲げる火葬炉等設備の基本方針及び基本仕様が十分発揮できるよう、日常運転業務及び維持管理業務を行い、火葬炉等の定期点検（年1回）を行うこと。

なお、定期点検業務に係る費用等については、16) 保証事項に留意すること。  
<火葬炉等設備の基本方針>

- ①遺体の尊厳を保つ上で十分に配慮している。
- ②排ガス、悪臭、騒音、振動等公害防止に十分配慮し、また周辺環境にも十分に配慮した設備機器とし、温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）削減対策や省エネ対策を考慮している。
- ③高い安全性、信頼性、十分な耐久性を有している。
- ④炉設備の運転や維持管理の省力化、諸経費の軽減が図られている。
- ⑤作業環境、労働安全、衛生に十分に配慮している。
- ⑥緊急時及び災害時における体制や対応が十分考慮されている。
- ⑦将来の火葬炉設備の更新を考慮している。

#### 【仕様及び水準】

##### ア) 基本仕様

1) 型式、炉数	火葬炉	台車式大型炉（冷却前室、前入れ前出し）	6 炉
	多目的炉	台車式大型炉（前入れ前出し）	1 炉
	再燃焼炉	1 炉 1 再燃焼方式	
2) 燃料	灯油		
3) 系列	火葬炉	2 炉 1 系列	
	多目的炉	1 炉 1 系列	
4) 炉内温度	主燃焼炉内及び再燃焼炉内温度	800℃以上	
5) 排ガス冷却	200℃以下に急冷却可		
6) 除塵設備	排ガス等目標値以下を実現		
7) 電気計装設備	炉操作盤（タッチパネル式）		

中央監視盤

モニター設備 排ガス監視用モニター設備

- 8) 火葬炉のサイズ 市販メーカーが製造する最大サイズの棺  
(L200～210 cm×W65 cm×H50 cm) 程度の火葬可
- 9) 排ガス等目標値 後掲「排ガス等の目標値と保証値」に示す排出目標値以下  
とすること
- 10) 収骨方法 収骨室内にて台車上から直接収骨すること
- 11) 運転回数 1～2回/炉・日、最大3回/炉・日も可
- 12) 火葬時間 デレッキを一切使用せず、着火から消火まで約60分、収骨が  
可能になるまでの冷却時間約30分、全体で約90分以内
- 13) 運転管理 中央監視室(制御室)を整備し、燃焼状況や排ガス状況等の監  
視や制御、各装置の操作可。また、運転や監視、公害防止に役  
立つ必要なデータ処理と記録も可
- 14) 柩・台車用運搬車 各2台以上(同一のものであれば4台以上)
- 15) 燃料供給設備 供給ポンプ、送油ポンプは炉設備
- 16) 保証事項
- ・灯油使用量は1体当たり平均45リットル以下
  - ・定期点検に係る消耗品(台車保護材、炉内台車架台、熱電対、バッテリー液、  
グリス、灰処理設備消耗品、運搬用バッテリー)、保守・点検(機械関係、電  
気計装関係)、修繕工事(炉内台車キャスタブル、炉内セラミック張替、断熱  
扉セラミック張替、バグフィルタのフィルタ交換、インバータ、タッチパネル、  
PLC)に係る経費は本施設の保証となっている。
- イ) 火葬炉設備における排ガス測定を年1回以上行い、甲に報告すること。
- ウ) 残骨灰は、法令等にのっとり適正に処理すること。
- (2) 自家用電気工作物保安管理業務
- 【仕様及び水準】**
- ア) 自家用電気工作物保安管理業務は、電気事業法(昭和39年法律第170号)第42  
条第1項の規により定められる保安規程に基づき実施する保安管理業務とする。
- イ) 6,600ボルトで受電する自家用電気工作物施設があるため、第3種電気主任技術  
者を関係法令に従い適切に選任すること。
- ウ) 電気工作物の概要
- ①受電電圧 6,600V
  - ②契約電力 300kW相当
  - ③設備容量 750kVA
- |          |        |    |
|----------|--------|----|
| 単相トランス   | 100kVA | 1台 |
| 三相トランス   | 300kVA | 2台 |
| スコットトランス | 50kVA  | 1台 |

④非常用予備発電装置     ディーゼル（A重油）220V     燃料消費量 50.7L/HR  
225kVA（200kW）

エ) 乙は、当該施設の自家用電気工作物について、電気事業法第39条第1項の義務を果たすものとする。

オ) 甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。

カ) 甲及び乙は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従うようにすること。

キ) 甲及び乙は、電気主任技術者として選任する者を、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うようにすること。

(3) 直流電源装置保守点検業務

【仕様及び水準】

ア) 直流電源装置の規格

①整流器     形名 TR-SNTB10015

②蓄電池     制御弁式据置鉛蓄電池（長寿命型 MSE）  
形名 SNSX-50     50Ah/10HR     54セル

(4) 中央監視装置保守点検業務

中央監視装置は、省力化、省エネルギー化、安全性の確保、快適環境の実現等を目的とした空調・衛生・防災設備等の各種機器の総合的、効率的な管理、監視、制御を行うものである。

システムは、構成機器が故障した場合でも他の機器に波及しないように危険分散を考慮したシステムであるが、使用者の安全や心の安らぎ等を確保するための根幹をなすシステムであることから、適切な機器管理を行うため年1回以上の点検を行うものとする。

(5) 自動扉装置保守管理業務

3カ月に1回、専門技術者による点検を行うこと。

【仕様及び水準】

ア) 自動扉装置（駆動部）の規格及び台数

W2600×H2500     1基

W1600×H2355     6基

(6) 地下タンク貯蔵所定期点検業務

【仕様及び水準】

地下タンク貯蔵所定期点検業務は、消防法第14条の3の2に基づき実施する定期点検業務とする。

ア) 地下タンク貯蔵所の規格

灯油     8キロリットル

A重油     1,950リットル

イ) 業務内容

- ①総務省令に規定する定期点検、点検報告書の作成および保存
- ②タンク内部清掃

(7) 空調・換気機器設備保守点検業務

【仕様及び水準】

- ア) 空調機器設備保守点検業務は、後掲の「空調機器一覧」に示す空調機器を末永く効率のよい状態で利用するために定期的に行う点検及び整備業務とする。  
保守点検回数 室外機 1 回以上、その他年 2 回以上
- イ) 本施設に設置する全熱交換器 (23 台) 及び換気扇等の点検・清掃を行うこと。

(8) 改正フロン法に伴う冷暖房機点検業務

【仕様及び水準】

- 改正フロン法の規定により、以下の法定点検を行うこと。
- ア) 別紙空調機器一覧にある空調機器について、簡易点検を年 4 回以上行うものとする。
- イ) 別紙空調機器一覧にある空調機器のうち、定格出力が 7.5 kW 以上のものについては、3 年に 1 度業者による点検を行うものとする。ただし、点検は平成 32 年度及び平成 35 年度に行うこと。
- ウ) 点検の記録については、保管すること

(9) 消防用設備定期点検業務

【仕様及び水準】

消防用設備定期点検業務は、消防法 (昭和 23 年法律第 186 号) 第 17 条の 3 の 3 に基づき実施する点検業務とする。

(10) 防火対象物定期報告業務

消防法施行規則 (昭和 36 年自治省令第 6 号) に基づき、防火対象物点検資格者が防火対象物の用途の実態や消防計画に基づいた防火管理の実施状況等の火災予防に係る事項等を総合的に点検し、多治見市消防本部へ報告すること。

(11) 建築基準法に基づく定期検査業務

【仕様及び水準】

定期検査業務は、建築基準法第 12 条第 1 項に基づき実施する定期検査報告業務とする。3 年に 1 回行う。

(12) 建築物環境衛生管理業務

建築物環境衛生管理業務は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和 45 年法律第 20 号) に基づき、建築物の環境管理について、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令 (昭和 45 年政令第 304 号) に定める建築物環境衛生管理基準 (以下「環境衛生管理基準」という。) に従って適正に管理するため実施する管理業務とする。

【仕様及び水準】

ア) 建築物環境衛生管理技術者の選任

乙は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条に定める建築物環境衛生管理技術者を選任するものとする。

イ) 貯水槽の清掃と水質検査

①受水槽の沈殿物質、浮遊物質、壁面等付着物質の除去清掃、周辺の清掃、受水槽内外の腐食点検及びボールタップ等給水機器の点検を年1回実施する。

②測定内容：環境衛生管理基準に基づく項目を年1回実施する。

ウ) 雑用水槽の清掃と水質検査

大腸菌、濁度等の水質検査を年6回行うこと。また、沈砂槽及び雑用水槽の清掃は年1回以上行うこと。

エ) 害虫ねずみ等の駆除

給湯室等の害虫ねずみ等の駆除を年2回実施する。

(13) 雨水貯留槽保守点検業務を実施すること

【仕様及び水準】

有効水量 25.0 m<sup>3</sup>

(14) 浄化槽保守点検業務

浄化槽法に基づく点検（年12回）及び大臣個別認定による汲取り（年26回）を行うこと。

【仕様及び水準】

①対象処理人数 158人

②日平均汚水量 32 m<sup>3</sup>/日

③流入BOD 200mg/L

④放流BOD 20mg/L

⑤排水時間 8時間

(15) 太陽光発電設備保守点検業務を実施すること

【仕様及び水準】

設備の規格及び設備容量

①太陽電池 容量 5kW相当（多結晶太陽電池 27枚）

②パワーコンディショナ 容量 5.5kW 1台

③計測監視装置その他一式

(16) エネルギーの使用の合理化等に関する法律

【仕様及び水準】

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条の規定に基づき実施する定期検査報告業務を3年に1回行うこと。

(17) 建築物、機械、電気設備保守管理業務

ア) 業務員の資格及び人員の確保

電気事業法に基づき場内の電気工作物の安全な維持及び運用ができるよう電

気主任技術者 1 人を選任するものとする。

イ) 巡視、点検、測定及び手入れの業務

関係法令を順守し、場内設備の事故及び故障を未然に防止するため、必要な巡視、点検及び手入れを行うものとする。

ウ) 定期点検時の立会い

自家発電機等専門業者が行う定期点検時には点検に立会い、その記録を確認するものとする。

エ) その他

業務実施中における火災等の事故については、常に注意するとともに不慮の事故等の発生を未然に防止するように努めること。

1.2 植物管理業務 [仕様書 8 ページ、4.4]

植物管理業務の内容については、以下の作業時期及び回数を目安として実施すること。

区分	内容		作業時期 (月)	回数	適用
樹木	剪定 高木・中木 : 1, 2年目なし 低木: 1年目なし	樹形の保持、病虫害等の発生防止、 風圧による転倒防止、開花・育成の 調整等	5～6、 9～10	1	常緑
			7～8、 11～2	1	落葉
	刈り込み	主として中低木の樹形の保持、花芽 分化の育成等を花芽分化前に行う	5～11	1	
	病虫害駆除 ※	病気の発生予防、害虫の駆除のため	5～10	適宜	
	施肥	良好な生育助長のため	12～3	1	
	灌水	渇水による枯れ防止のため	7～9	適宜	
	枯損木処理	倒木を防ぐため	通年	適宜	
	支柱結束直し	倒木を防ぐため	7～9	2	
補植	植生の回復のため	11～3	1		
植栽	植え替え	季節ごとに草花 (鉢) を植え替える	3～12	2	
	施肥	良好な開花を保持、健全育成するた め	通年	適宜	
	除草	人力による雑草の除去	通年	適宜	
	病虫害駆除 ※	病気の発生予防、害虫の駆除のため	3～10	1	
	灌水	渇水による枯れ防止のため	通年	適宜	
	ウッドチップ等	補充	通年	適宜	
芝生	施肥	健全育成するため	4～9	4	
	除草	人力による雑草の除去	5～12	適宜	
	灌水	渇水による枯れ防止のため	通年	適宜	

	芝刈り	育成の調子等	通年	適宜	
--	-----	--------	----	----	--

※環境及び生態系に配慮し、実施前に甲と協議すること

### 1.3 清掃業務 [仕様書 9 ページ、4.5]

本施設及び敷地内の清掃業務は次のとおりとする。

#### ア) 従業員の確保

①清掃時間に遅滞のないように人員配置を行うものとする。

②乙は、清掃器具の使用等必要な訓練を十分に行い、業務中における事故防止及び建物備品等の損傷防止に留意するものとする。

#### イ) 業務の内容

##### ①日常業務

床面、ドア、ゴミ箱、壁面（ガラスを含む。）、衛生陶器器具、各室、外周、調整池、敷地に隣接する部分の普通河川（迫間川）及び駐車場の清掃を行うものとする。

##### ②定期清掃

・タイル貼り洗浄	年 4 回
・ビニール床シート洗浄・ワックス塗布	年 4 回
・ガラス洗浄	年 4 回
・カーペット洗浄	年 2 回
・照明器具、ブラインド清掃	年 1 回

### 1.4 警備業務 [仕様書 10 ページ、4.6]

警備業務は次のとおりとする。

#### ア) 業務員の確保

①業務時間は、開場日の午前 8 時 15 分から午後 5 時 15 分までとする。

②保安警備時間に遅延のないように人員配置を行うものとする。

③業務の完全な遂行を図るため業務員の中から責任者を 1 人置くものとする。

④施設の保安の確保と業務の安全円滑な推進を図るため、従業員に必要な訓練を行うものとする。

#### イ) 業務内容

①必要な箇所の開錠、場内外の巡視、保安警備及び火災、盗難その他不法行為の予防、本施設使用者の安全確保及び駐車場の整理

②閉場後における各室等の施錠確認と依頼

③火災報知機及び集中管理装置の作動感知通報に関する業務

④警備業務中に異常事態の発生を感知したときは、速やかに関係機関に通報するとともに、事態の收拾処置を行うものとする。

## ウ) 機械警備

- ①機械警備は、施設への侵入を感知し、火災を監視する機能を備えた機器を設置し行うものとし、その保守点検業務も行う。
- ②防犯業務時間は、終日とする。警報装置が作動した場合、現場へ急行し、適切な措置をとるとともに、関係機関へ通報するものとする。
- ③火災監視業務は、終日とし、甲が設置した自動火災報知機に警備通信機器を接続し、火災警報の監視を行うものとする。自動火災報知機が作動した場合は、現場へ急行し、適切な措置をとるとともに、関係機関へ通報するものとする。

## 2. 管理運営業務 [仕様書 14 ページ、5.5]

### 2.1 受付業務

ア) 受付業務の内容は、次のとおりとする。

- ①火葬炉使用予約及び火葬炉使用許可証、埋火葬許可証の確認
- ②多目的炉使用申請・許可証の発行・確認、多目的炉使用料の徴収、収納
- ③式場、待合室（以下「式場等」という。）使用申請・許可証の発行・確認、式場等使用料の徴収、収納
- ④備品の貸出
- ⑤各種案内
- ⑥使用者の対応等

イ) 受付業務のうち、以下については、使用者の利便性を十分に考慮した方法とすること。

- ①使用申請受付の方法
- ②使用料の徴収及び収納の方法
- ③使用調整の基準及び方法（管理運営規程を作成すること）

ウ) 施設の前予約受付は、設管規則により行うものとする。ただし、本施設供用開始までの予約受付は、甲が行うものとする。

エ) 施設の使用法、使用料金体系等の情報について、使用者の見やすい場所に掲示すること。また、当該情報について、パンフレット等によりの確に使用者に情報を提供すること。

オ) 電話等での本施設使用等に関する問い合わせ、使用者からの苦情等については適切に対応すること。

カ) 高齢者及び障がい者等で介助を必要とする使用者については、円滑な施設使用ができるよう適切に対応すること。

キ) 受付業務について使用者サービスの向上に資するよう努めること。

### 2.2 地域との関係構築と地域に配慮した運営

周辺地域との関係を適切に築くとともに、地域に配慮した運営と協力をすること。

### 2.3 駐車場等管理業務

使用者が安全かつ安心して使用できるよう本施設の駐車場及び駐輪場を適切な方法で管理すること。

排ガス等の目標値と保証値

	項目	排出目標値	排出保証値
排ガス濃度 (廃棄筒口) ※酸素濃度 12% 換算値とする	ばい塵量	0.01g/Nm <sup>3</sup> 以下	0.01g/Nm <sup>3</sup> 以下
	硫黄酸化物	30ppm以下	30ppm以下
	窒素酸化物	250ppm以下	250ppm以下
	塩化水素	50ppm以下	50ppm以下
	一酸化炭素	30ppm以下	30ppm以下
	残存酸素濃度	6%以上	6%以上
	ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N以下	0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N以下
悪臭物質濃度 (排気筒出口)	アンモニア	1ppm以下	1ppm以下
	メチルメルカプタン	0.002ppm以下	0.002ppm以下
	硫化水素	0.02ppm以下	0.02ppm以下
	硫化メチル	0.01ppm以下	0.01ppm以下
	二硫化メチル	0.009ppm以下	0.009ppm以下
	トリチルアミン	0.005ppm以下	0.005ppm以下
	アセトアルデヒド	0.05ppm以下	0.05ppm以下
	プロピオンアルデヒド	0.05ppm以下	0.05ppm以下
	ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm以下	0.009ppm以下
	イソブチルアルデヒド	0.02ppm以下	0.02ppm以下
	ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm以下	0.009ppm以下
	イソバレルアルデヒド	0.003ppm以下	0.003ppm以下
	イソブタノール	0.9ppm以下	0.9ppm以下
	酢酸エチル	3ppm以下	3ppm以下
	メチルイソブチルケトン	1ppm以下	1ppm以下
	トルエン	10ppm以下	10ppm以下
	スチレン	0.4ppm以下	0.4ppm以下
	キシレン	1ppm以下	1ppm以下
	プロピオン酸	0.03ppm以下	0.03ppm以下
	ノルマル酪酸	0.001ppm以下	0.001ppm以下
ノルマル吉草酸	0.0009ppm以下	0.0009ppm以下	
イソ吉草酸	0.001ppm以下	0.001ppm以下	
臭気濃度	排気筒出口 (濃度)	500以下	500以下
	敷地境界	10以下	10以下
騒音	作業室内全炉稼働	80dB (A) 以下	80dB (A) 以下
	炉前ホール全炉稼働	60dB (A) 以下	60dB (A) 以下
	昼間敷地境界全炉稼働	50dB (A) 以下	50dB (A) 以下
振動	作業室内全炉稼働	60dB (A) 以下	60dB (A) 以下
	昼間敷地境界全炉稼働	60dB (A) 以下	60dB (A) 以下

空調機器一覧

機器番号	機器名称	室外機 (kW)		台数	室内機 (kW)		台数
		冷房	暖房		冷房	暖房	
EHP-1		45.0	50.0	1	-	-	-
EHP-1-1	待合室 1				14.0	16.0	1
EHP-1-2	待合室 2				14.0	16.0	1
EHP-1-3	待合室 3				14.0	16.0	1
EHP-2		45.0	50.0	1	-	-	-
EHP-2-1	待合ロビー 1				14.0	16.0	2
EHP-2-1	エントランスホール 1				14.0	16.0	1
EHP-3		45.0	50.0	1	-	-	-
EHP-3-1	エントランスホール 1				22.4	25.0	1
EHP-3-2	エントランスホール 1				22.4	25.0	1
EHP-4		56.0	63.0	1	-	-	-
EHP-4-1	お別れ室 1				11.2	12.5	1
EHP-4-2	前室 1				9.0	10.0	1
EHP-4-3	お別れ室 2				11.2	12.5	1
EHP-4-4	お別れ室 3				11.2	12.5	1
EHP-4-5	前室 2				9.0	10.0	1
EHP-5		50.0	56.0	1	-	-	-
EHP-5-1	お別れ室 4				11.2	12.5	1
EHP-5-2	お別れ室 5				11.2	12.5	1
EHP-5-3	前室 3				9.0	10.0	1
EHP-5-4	お別れ室				11.2	12.5	1
EHP-6		56.0	63.0	1	-	-	-
EHP-6-1	エントランスホール 2				14.0	16.0	1
EHP-6-2	エントランスホール 2				14.0	16.0	1
EHP-6-3	式場				28.0	31.5	1
EHP-7		22.4	25.0	1	-	-	-
EHP-7-1	食事室				14.0	16.0	1
EHP-7-2	僧侶控室				2.8	3.2	1
EHP-7-3	子育て支援				4.5	5.0	1
EHP-8		45.0	-	1	-	-	-
EHP-8-1	炉室				22.4	-	2
EHP-9		14.0	16.0	1	-	-	-
EHP-9-1	事務室				3.6	4.0	2

機器番号	機器名称	室外機 (kW)		台数	室内機 (kW)		台数
		冷房	暖房		冷房	暖房	
EHP-10		14.0	16.0	1	—	—	—
EHP-10-1	個室				2.8	3.2	
EHP-10-2	授乳				2.8	3.2	
EHP-11		14.0	16.0	1	—	—	—
EHP-11-1	親族控室				4.5	5.0	2
OPAC-1		56.0	63.0	1	—	—	—
OPAC-1-1	エントランスホール1				22.4	18.7	2
OPAC-2		45.0	50.0	1	—	—	—
OPAC-2-1	式場				22.4	18.7	2
PAC-1	動物告別室	3.6	4.0	1	3.6	4.0	1
PAC-2	霊安室	3.6	4.0	1	3.6	4.0	1
PAC-3	業者控室	3.6	4.0	1	3.6	4.0	1
PAC-4	待合ロビー2	10.0	11.2	1	10.0	10.0	1